

「この議会に向けて」

埼玉県和光市議会議員 菅 原 満

客員研究員(2014年3月)

【消費税の引上げ】

◇消費税が、4月1日から引上げられます。すでに、各自治体では、消費税転嫁のため料金等の見直しが行われたと思います。ここで、**公共料金の積算のあり方**を考えておく必要があると思います。

各自治体では、**事務事業に対する適切な負担**について、**そのあり方を検討**してきています。そのため、直接・間接的にかかる費用を算出し、税等の収入と勘案して料金等を設定することとなります。この際、改めて料金等の算定根拠を確認し、**コストの財源構成、消費税が掛かっている費用を把握**しておくことも必要でしょう。

【地方消費税交付金額は】

◇消費税引上げに伴う**歳入増見込額**はいくらか。

地方への消費税配分は、1%から1.7%となっています。当然、どれだけ増額されたのか、その理由について確認することが挙げられます。今後、10%への引上げ時には、地方消費税分が2%となります。財源確保がなされるのか、「**使途の明確化**」が求められていることから、他の財源との関係もあり十分に確認しておく必要があります。

◇**歳出における消費税**は、どのような規模となるのか、また、「**使途の明確化**」はどのように図られているのか。

まず、地方消費税交付金の使途については、「自治税務局都道府県税課長通知」(平成26年1月24日付け)で示されています。その対応内容はどうか、確認することが必要と考えられます。通知では、「引き上げ分の消費税収を社会保障に施策に要する経費に充てるものとする」と示し、さらに**地方消費税増収の使途を明確**にするよう求めています。実際にどのように予算書、説明資料に明示されているのか、また、わかりやすいものとなっているか、事業ごと、節や細節まで当たって確認することが考えられます。

◇次に、**歳出における消費税**がどれだけの規模になっているのか、委託や指定管理等、委託内容ごとに確認することも必要でしょう。この他、最近の建設関係では、入札不調が相次いでいると伝えられています。人件費等の物価も上昇してきており、経費が上がれば消費税も上昇することとなりますので、十分に注視しておくことが肝要です。

そして、公立病院事業を抱えている自治体では、できたら**病院事業会計の仕組みと消費税の関係**を改めて確認し、将来への財政運営への備えを視ておきましょう。公営企業会計制度の見直しの影響も確認しておくとういでしょう。

【平成26年度税制改正】

税源の偏在性の是正を名目に、地方税制がいじくられました。法人住民税の法人税率の税制改正で、一部を国

税化し地方交付税化するとしたものです。

本来、地方交付税は、国税のうち所得税・酒税の32%、法人税の34%、消費税の29.5%、たばこ税の25%を充てるとしています。財源確保のため安易に税制度をいじぐることは、避けるべきではと考えます。

ところで、地方の税収に関係あるところでは、法人税等、法人課税に関してどの程度影響が出るか。また、地方交付税と税収では、地方消費税の見直しがどのように交付税算定に影響がでるのか、見通しを確認しておく必要があると考えます。

景気回復といわれますが、個人所得、そして、税収までつながるには、まだまだ厳しい状況にあるのではと思います。地方税収の見直しはどうか、25年度予算や24年度決算審査での論議を参考にしての審査が考えられます。

【歳入と歳出の突合せ：】

事務事業の財源構成は、どのようになっているのか、25年度、または、経年とどう違っているのか、いないのか分析することが考えられます。

一般財源、特定財源（国等の負担金補助金、使用料・手数料・負担金、都市計画税）、地方債が、それぞれどのように使われているのか。事業推進での根拠や基準と比べて、どのように財源を投入しているのか。

このことにより首長が力を入れている事業の確認、財源投入と事業効果の測定、あるいは、削減余地があるのか、今後増嵩していく恐れがあるのか、把握しておくこ

とに役立つと思います。

地方行政は、特に、税金（強制力を持つて収入とする。）や他の収入で事務事業を行っていくこととなります。議員としては、決算も重要というものの、やはり、「何のために・何に・どのような効果を求めて」事業を行うということを明らかにするためにも、予算審査による統制をきちんと発揮しておく必要があります。予算審査をしつかり行うことで、決算審査での評価につなげることができるとなおります。

【臨時財政対策債・起債：】

自治体では、財源不足を補うため臨時財政対策債（**臨時財債**）の発行を余儀なくされています。臨時財債は、元利償還金が基準財政需要額に全額算入されるとされており、一般財源の扱いとなっています。注意をしないと起債残高の増嵩を招き、将来の財政運営に悪影響を及ぼしかねません。

先の、地方法人課税の見直しのように、自治体の歳入となる税源についても先行き不透明感を持たざるを得ない状況にあります。予算時に示される「地方債現在高見込み」、「償還状況一覧表」、「決算統計での地方債の償還見込み」等の資料を分析し確認しておくことが必要です。

【25年度財政運営の状況：】

予算審査の議会は、年度末にも当たります。一時借入、特別地方交付税、予算の執行状況も併せて予算に臨むことで効果的な審査につながると思います。